



扶桑管理サービス株式会社

ふそうケアセンター昭島

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

重要事項説明書及び利用契約書

<令和8年1月8日現在>

〒196-0004
東京都昭島市緑町三丁目5番8号
TEL 042-519-4175
FAX 042-500-2566

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 重要事項説明書

<ふそうケアセンター昭島 運営理念>

ますます元気に！いつまでも笑顔で！

<ふそうケアセンター昭島 事業方針>

I 私達は利用者が住み慣れた地域で在宅生活をいつまでも続けられるよう援助いたします。

- ・利用者の残存能力の開発と、心身の悪化を予防し日常生活能力の維持向上を図ります。
- ・利用者の選択肢を増やし、その中から自分の力で選択する力を得ていけるよう支援していきます。

II 生活の再建を図り、また生活の質の向上に結びつくサービスを提供いたします。

- ・個別性を重視した生活リハビリテーションプログラム（レベル別、グループ別、課題別）を提供します。
- ・リハビリテーションとは機能訓練だけにとらわれず、施設で過ごす一日をリハビリと考え、訓練、食事、趣味活動等、職員はそれぞれの活動について自立度を高めるための援助を行ってまいります。

III 利用者本人と共にその家族の存在も重要であると考え、ご本人・ご家族・地域社会との接点になれるよう努めます。

- ・利用者の本来の生活の場である在宅状況を把握し、施設内サービスだけに留まらず必要に応じて積極的に訪問を行い、対象者が実生活上で障害（環境・社会）になっている事に対して支援していきます。
- ・在宅介護における、ご家族の抱えている問題を真摯に受け止め、いつでも気軽に相談や技術指導を受けられる施設として努めてまいります。
- ・地域との交流を深め、活性化をキーワードに地域ネットワークの拠点として貢献してまいります。

1. 提供するサービスについての相談窓口

ふそうケアセンター昭島 デイサービス

電話：042-519-4175（午前9時～午後5時）

担当者：生活相談員 本倉順子

ご不明な点をご遠慮無くお電話ください。

2. 施設概要

1) 事業所名 ふそうケアセンター昭島

2) 開設年月日 平成24年11月1日 事業所番号 1374001269

3) 所在地 東京都昭島市緑町三丁目5番8号

4) 電話番号及びFAX番号 TEL：042-519-4175 FAX：042-500-2566

5) 管理者名 本倉 順子

6) 営業日及び時間

毎週月曜日から土曜日及び祝日 午前8時30分～17時30分
(日曜日、12月30日～1月3日は定休日)

7) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス提供時間

月曜から土曜・祝日

午前9時15分～午後0時30分までと午後1時35分～午後4時50分までの基本時間
(3時間以上4時間未満)となります。

8) 通所定員 午前・午後 各 17名

定員数については開設当初のものであり、利用者の増加に呼応し適時追加申請を行う。

9) 送迎の実施地域

以下のとおりとする。

昭島市全域

10) 職員体制

- | | |
|----------|---------------------------|
| ①管理者 | 常 勤1名 (生活相談員と兼務) |
| ②生活相談員 | 常 勤1名以上 (管理者と兼務及び介護職員と兼務) |
| ③看護職員 | 非常勤1名以上 (機能訓練指導員と兼務) |
| ④介護職員 | 常 勤2名以上 (生活相談員と兼務) |
| ⑤調理員 | 委託 |
| ⑥機能訓練指導員 | 非常勤1名以上 (看護師と兼務) |

*職員数については、利用者の増加に呼応し適時増員を行います。

3. ふそうケアセンター昭島のサービス内容

【ケアサービス】

当施設を過ごすにあたっては、在宅生活の延長であると考え、できるだけご本人に行っていただきます。

介護職員は、各々の利用者にあったマシントレーニング機材を中心に援助計画を作成し、利用者またご家族の同意を得て援助・介護を行います。

これにより残存機能の維持と向上を図り、自立性の向上とご本人の尊厳を守ることを目指します。

日常生活援助として、体温測定、血圧測定、脈拍測定、口腔ケア等、また看護師による指導下で、医薬品使用の介助等を必要に応じて行います。

— 訓練内容 —

- ①運動療法 ②物理療法 ③基本動作・日常生活動作訓練 ④作業を介しての動作訓練
⑤精神機能の維持・向上を目的とした趣味的訓練—e t c

【食事サービス】

- ①食事は極力作り置きせず、出来立ての(煮物の等は事前調理)ものを召し上がっていただくよう取り組めます。
②味付け・盛り付けなどにも家庭的な工夫を行い、栄養管理はもちろんお一人でお住まいの高齢者様にとって楽しみながら召し上がれる工夫を致します。
③おやつは午後のティータイムと位置づけ、機能重視のサービスにならないよう心がけます

【アクティビティサービス】

マシーン以外にも高齢者に適した活動もご用意しますので、その中から選択して行っていただけます。また、ご利用者自身が日課にしている活動や、得意とする趣味活動などを持ち込んでいただいても結構です。

【送迎サービス】

ご希望があれば、ご自宅から施設まで専用車両にて送迎いたします。

【相談援助サービス】

当施設はご家族の存在が在宅介護において重要であることから、介護に対する悩みや利用できる福祉サービスなどに関するお問い合わせをいつでも受け付けております。

4. サービスを受けるにあたっての留意事項

- ①送迎に際して、時間帯はご家族またはヘルパー等の在宅を原則としております。もしもご都合がつかない場合は必ず職員までご連絡下さい。また、職員は玄関までの送迎とさせていただきます。以後の責任は一切負いかねますのでご了承下さい。
- ②私物の持ち込みについて、はさみや果物ナイフ等の刃物類の持ち込みは禁止と致します。電気かみそり等その他持参される場合は、必ずお名前をご記入下さい。紛失防止のためご協力をお願いします。
- ③事故防止の為、現金及び貴重品はできるだけお持ちにならないでください。事故発生の場合、当施設では一切責任は負いません。自己管理の難しい方は、前もって職員までお申し出下さい。
- ④ご利用者同士の個人間における金銭、物品（食品等含む）のやり取りを禁止と致します。万一それに基づくトラブルが発生した場合は、当施設では一切責任は負いません。
- ⑤持参薬については現症状に対して必要不可欠なものに限ることをご同意下さい。
- ⑥敷地内は全面禁酒禁煙です。
- ⑦当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために利用者、家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

⑧サービス提供時間と曜日については前記の通りですが、自然災害などにより突発的にサービス提供が不可能になることがあることを予めご了承ください。尚その場合は事前にご連絡いたします。

5. ふそうケアセンター昭島でのおおまかな一日の流れ

(午前の部、午後の部それぞれ3時間15分)

時間	個別/集団活動	リハビリ	食事
8:30		午前の部のご利用者お迎え	
9:15	目的別作業 集団リハビリ 趣味活動など	準備体操・ストレッチ エクセサイズマシン等による 機能訓練	
10:00			
10:30			
11:00			
11:30			
11:45			昼食提供
12:30		午前の部のご利用者お送り 午後の部のご利用者お迎え	
13:00			
13:35	目的別作業 集団リハビリ 趣味活動など	準備体操・ストレッチ エクセサイズマシン等による 機能訓練	
14:00			
14:30			
15:00			
15:30			
16:00			おやつ提供
16:50		午後の部のご利用者お送り	

看護師及び介護職員が身体的または精神的にエクセサイズマシン使用が困難であると判断した場合、実施できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

6. 利用料金について

(単位：円)

- ① 昭島市指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
介護保険給付対象サービスの利用料

昭島市指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号介護費

(通所型サービスA半日型)

費目	単位／ 月	単価 ／月	介護保険 請求額 (90%)	介護保険 請求額 (80%)	介護保険 請求額 (70%)	利用者 負担額 (1割負担)	利用者 負担額 (2割負担)	利用者 負担額 (3割負担)
介護給付費基本利用料 要支援1・事業対象者 (週1回程度)	1,692	¥17,833	¥16,049	¥14,266	¥12,483	¥1,784	¥3,567	¥5,350
介護給付費基本利用料 要支援1・事業対象者 (週1回程度) ※同一建物に居住する者	1,316	¥13,870	¥12,483	¥11,096	¥9,709	¥1,387	¥2,774	¥4,161
介護給付費基本利用料 要支援2 (週1回程度)	1,700	¥17,918	¥16,126	¥14,334	¥12,542	¥1,792	¥3,584	¥5,376
介護給付費基本利用料 要支援2 (週1回程度) ※同一建物に居住する者	1,324	¥13,954	¥12,558	¥11,163	¥9,767	¥1,396	¥2,791	¥4,187
介護給付費基本利用料 要支援2 (週2回程度)	3,400	¥35,836	¥32,252	¥28,668	¥25,085	¥3,584	¥7,168	¥10,751
介護給付費基本利用料 要支援2 (週2回程度) ※同一建物に居住する者	2,648	¥27,909	¥25,118	¥22,327	¥19,536	¥2,791	¥5,582	¥8,373

② 介護保険給付対象外サービスの利用料（対象者のみ）

昼食代	1食 680円
おやつ代	1食 170円
おむつ代 (廃棄手数料含む)	テープ式1枚 180円
	パンツ式1枚 180円
	パット 1枚 180円
通常の実施地域を 超える交通費	事業所から、通常の実施地域を越えて1Kmにつき 30円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教養娯楽費：実費 ・写真代：1枚20円 (ご利用者の希望に応じて提供致します)

* 行事食、作業材料費については事前に確認をいたします。

7. 自己負担額については、上記の①又は②の合計額になります。

8. 支払い方法

- 1) 毎月20日迄に前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払い下さい。
- 2) お支払い方法は、現金又は銀行振り込み、ゆうちょ銀行からの引き落としの3種の方法があります。

① 現金でのお支払い

ご利用日に直接職員に手渡し下されば領収書を発行いたします。

②お振込みの場合は下記の口座にお振込みください。

銀行名・・・西武信用金庫 昭島支店

口座番号・・・普通預金口座 No. 1179345

口座名・・・フソウカンリ サービス カブシキガイシャ 扶桑管理サービス株式会社 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 イシオカ ジュン 石岡 純

② ゆうちょ銀行からの引き落とし

専用の申込用紙でお申込みください。お引き落とし日は、毎月25日ですが、同日が土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日になります。

9. キャンセル料について

お客様のご都合でサービスを中止する場合、食材料の仕入れの関係から食事料金のみ下記のキャンセル料がかかります。

- 1) ご利用日の前日13時までに連絡をいただいた場合 無料

- 2) ご利用日の前日 13時までに連絡をいただかなかった場合
午前利用のキャンセル料：680円・午後利用のキャンセル料：170円

10. サービスの終了について

- 1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください
- 2) 当施設の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- 3) 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了いたします。
(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合
- 4) その他
当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及び保証人などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、利用者及び保証人は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ① 利用者が、サービス料金の支払を2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者や保証人などが当事業業者や当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為及び反社会的行為（職員へのハラスメント行為を含む）を行い、その状況の改善が認められない場合、事業者は文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

11. サービス提供の記録の保存

サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後2年間保管いたします。

12. 人権擁護と虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権養護・虐待の発生又はその再発防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：介護福祉士 梅垣 久江
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員へ周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 従業員に対して、人権擁護・虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- 5) 事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦情を相談できるメンタルヘルス及びハラスメント（利用者、ご家族を含む）体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します

1.3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- 2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- 3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.4. 心身の状況の把握

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとします。

1.5. 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等との連携

- 1) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供にあたり、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3) サービスの内容が変更された場合又は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に送付します。

1.6. 衛生管理等

- 1) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲料に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次にあげる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 7. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8. 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者：森田 徹）を置き、非常災害に関する取り組みを行います。

- 1) 防災の対策：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- 2) 防災設備：消火管理者を選任し、消火設備、事情放送設備等、必要設備を設けます。
- 3) 防災訓練：消防法に基づき、消防計画との防災計画を立て、従業者及び利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。（年 2 回）

1 9. 介護事故発生の防止及び事故発生時の対応

1) 介護事故発生の防止

事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された 事故発生の防止のための指針を整備します。

事業所は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備 します。

事業所は、事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する 研修を定期的に行います。

2) 事故発生時の対応

昭島市指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村へ連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

また利用者に対する昭島市指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

2 0. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合、事前の打ち合わせのとおり、別紙緊急 連絡先、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。 また、災害時は、「緊急対応表」に基づき対応いたします。

2 1. 損害賠償

事業所において、事業所の責任により利用者が生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。 ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の 置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

2.2. 協力医療機関について

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

名称 津田クリニック

住所 福生市二宮2461

電話 (代) 042-513-3656

2.3. サービスに関する苦情

1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所が提供するサービスについてのご相談・苦情を承ります。

【相談窓口】 担当 本倉 順子

電話：042-519-4175 FAX：042-500-2566

2) その他

当事業所以外に、区市町村および東京都の相談・苦情相談等に苦情を伝えることができます。

昭島市役所 保健福祉部 介護福祉課 電話 042-544-5111

東京都国民健康保険団体連合 電話 03-6238-0177

(午前9時から午後5時まで。土・日・祝日を除く)

2.4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施していません。

扶桑管理サービス株式会社
ふそうケアセンター昭島
東京都昭島市緑町3丁目5番8号
管理者 本倉 順子

以上の内容の説明を受け、了承いたしました。

説 明 者 _____

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

ご家族氏名 _____

※緊急時の連絡先は利用申込書の通りとします。

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と扶桑管理サービス株式会社が開設するふそうケアセンター昭島（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（以下、「通所事業」といいます）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所事業を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和____年____月____日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所事業介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所事業介護計画」を作成します。

事業者は、この「通所事業介護計画」について利用者に書面を交付して説明を行い、同意を得た上で署名（記名）を受けるものとします。

第4条（通所事業の提供場所・内容）

- 1 通所事業の提供場所はふそうケアセンター昭島です。所在地および設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所事業介護計画に沿って通所事業を提供します。
事業者は通所事業の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、通所事業の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

- 4 利用者は、当該利用者に関する第 2 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 20 日までに利用者に交付します。
- 3 利用者は、交付された請求書により当月の料金の合計額を下記いずれかの方法によって翌月末日までに支払うものとします。

《 支払方法 》

ア. 事業者指定口座への振込み

西武信用金庫 昭島支店 普通預金口座 口座番号：1179345

口座名義：扶桑管理サービス株式会社 代表取締役 石岡 純

※振込み手数料は「ご利用者負担」となります。

イ. ゆうちょ銀行口座からの自動引落とし

お引落とし日は、毎月 25 日 土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日

ご名義は、「ご利用者名」「ご家族名」どちらでもかまいません。

ウ. 現金支払い

当事業所の事務所受付までお願いします。

- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条 (サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日 13:00 までに連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日 13:00 までに連絡することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所事業の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第8条 (料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 2 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 3 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 5 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が亡くなられた場合、または被保険者資格を喪失した場合
- 7 事業者は、契約解約の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族、身元引受人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族、身元引受人からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族、身元引受人の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（連携）

- 1 事業者は、通所事業の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者又は地域との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（身元引受人）

- 1 利用者は、サービスを利用するにあたり、身元引受人を指定する事ができます。
- 2 身元引受人は、次の事項に対し事業者からの求めに応じた対応を行います。
 - ① サービス提供に必要な連絡や相談への対応
 - ② 緊急時の連絡や相談への対応
 - ③ サービス提供が困難となった際の対応
 - ④ 利用料金の支払いに関する対応

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。
同時に上記の契約内容について契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名 _____

事業者

<住 所> 昭島市緑町3丁目5番8号

<事業者名> 扶桑管理サービス株式会社 ふそうケアセンター昭島
(指定番号 1374001269)

<管理者名> 本倉 順子 _____

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____

<電話番号> _____

<代 筆 者> _____ (続柄 _____)

※ 代筆が必要な場合のみ記載して下さい。

(代理人)

<住 所> _____

<氏 名> _____

<電話番号> _____

(身元引受人)

<住 所> _____

<氏 名> _____

<電話番号> _____

<利用者との続柄> _____